

令和2年土幌町議会第2回定例会

1 議事日程第1号 令和2年6月5日（金曜日） 午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 会期の決定

（諸般の報告）

日程番号3 行政報告

日程番号4 教育行政報告

日程番号5 監報告第1号 例月出納検査報告

日程番号6 報告第1号 令和元年度土幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程番号7 報告第2号 令和元年度土幌町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程番号8 報告第3号 令和元年度土幌町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について

日程番号9 報告第4号 株式会社ベリオールの経営状況の報告について

日程番号10 報告第5号 株式会社CheerSの経営状況の報告について

日程番号11 議案第1号 辺地総合整備計画について

日程番号12 議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程番号13 議案第3号 農業委員会委員の任命について

2 出席議員

1番	加藤 宏一	2番	河口 和吉	3番	大西 米明	5番	伊藤 健蔵
6番	清水 秀雄	7番	牧野 圭司	8番	曾我 弘美	9番	中村 貢
10番	森本 真隆	11番	大野 明	12番	矢坂 賢哉	13番	秋間 紘一

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	堀江博文
代表監査委員	佐藤 宣光	農業委員会会長	渡邊 睦実

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	高木 康弘	総務企画課長	亀野 倫生
会計管理者	上野 清子	町民課長	藤内 和三
保健福祉課長	藤村 延	健康介護担当課長	三島 裕子
産業振興課長	西野 孝典	建設課長	増田 優治
道路維持担当課長	佐藤 英明	建設課施設担当課長	田中 敏博
子ども課長	角田 淳二	特老施設長	（代）渡辺 真由美
病院事務長	土屋 仁志	消防課長	土屋 政勝
ほか関係職員			

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事 川口 久 教育課長 小野寺 務
給食センター所長 齋藤 英雄 高校事務長 藤井 由美

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 三島 重浩

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 矢野 秀樹 総務係長 猪狩 賢明

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

	秋間議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達していますので、令和2年第2回土幌町議会定例会を開会いたします。 これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。 1 日程第1、会議録署名議員の指名 を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、曾我弘美議員及び9番、中村貢議員を指名いたします。
	2	日程第2、会期の決定 を議題といたします。 お諮りいたします。本定例会の会期は、去る6月2日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から6月12日までの8日間とし、本日配付した会期日程表のように付議したいと思います。これにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、会期は本日から6月12日までの8日間に決定いたしました。 これから諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告によりご了承願います。 次に、十勝圏複合事務組合議会等に関する報告及びとちかち広域消防事務組合議会等に関する報告は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。なお、各事務組合に関する審議内容等につきましては、議員控室に配置していますので、随時閲覧願います。
	3	これで諸般の報告を終わります。 日程第3、行政報告 、町長から行政報告の申し出がありますので、

小林町長

これを許します。町長、登壇願います。

おはようございます。行政報告を申し上げたいと思います。

本日ここに、第2回定例町議会を招集致しましたところ、議員各位には極めてご多用の折にもかかわらずご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

それでは、3月の定例町議会以降の町政の経過について、ご報告申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症についてであります。政府は5月25日に、東京など5都道県で続く緊急事態宣言について、月末の期限を待たず全面的に解除しました。町民の皆様、関係者の皆様には、学校、こども園などの休校・休園、そして施設の休止や利用制限などにより、大変ご不便をお掛けしたところであります。今後は、感染の拡大防止を図りつつ、社会経済活動の段階的な再開を目指し、対策に努めて参ります。町民の皆様におかれましても、「新しい生活様式」を身に付けていただき、段階的に通常生活に移行していただきたいと考えています。新型コロナウイルス感染症は未だ終息してはならず、引き続き感染の拡大に備えるべく、密閉・密集・密接の3つの「密」を避け、感染確認地域への移動を控えていただくなど、一人ひとりが危機感を持ち、慎重な行動をしていただくよう啓蒙をして参りたいと存じます。

さて、特別定額給付金については、基準日（4月27日）の対象者は2,767世帯、6,027人で、5月11日に申請書を郵送し、13日から申請受付窓口を開設しております。5月29日までの申請状況は、2,469世帯（全体の89%）、5,475人であり、給付状況につきましては、5月22日に第1回目の振込を行った以降、5月27日と6月4日、6月8日の振込予定分と合わせ、申請受付分の5億4,750万円の振込が終了します。

今後につきましては、未申請者への周知などを行いながら早期給付に努めて参ります。

次に、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。この交付金は総額1兆円が予算措置され、地方自治体が作成する実施計画に基づく事業に対して交付金が交付されるもので、そのうち第1次交付分として7,000億円が地方に配分され、本町の交付限度額は6,503万2千円の内示を受けているところであります。

この交付金を財源として、第1回臨時会で補正予算として上程した「事業・雇用継続支援金給付事業」や「しほろ生活・飲食店応援プレミアム商品券発行事業」などに加え、本定例会に「小規模事業者事業継続支援金」や「観光拠点施設雇用継続支援金」などの経済対策、オンライン教育推進への環境整備事業、学校・公共施設等の手洗い場蛇口の自動水栓化などの感染防止対策として、6,225万2千円の補正予

算を計上しておりますので宜しくお願い申し上げます。

なお、第2次交付分につきましては、主に国庫補助事業を活用して実施する事業が対象となる予定であります。今後示される内容を踏まえつつ対応して参りたいと存じます。

更に、国においては家賃支援や雇用調整助成金の増額などの経済対策とあわせ、ひとり親支援、地方創生臨時交付金の増額などを盛り込んだ総額31兆9,114億円の第2次補正予算が5月27日に閣議決定され、現在、国会で審議中であり、今国会の会期末である6月17日までに成立する見込みであります。

次に、緊急事態宣言が発令されている中、高齢者等の外出機会が損なわれたことで、災害時に支援が必要と思われる高齢者世帯を対象に、3月下旬と4月下旬の2回にわたり、電話による安否確認と感染予防の注意喚起を行いました。電話での確認ができなかった世帯に対しては、戸別訪問を行い対象全世帯の安否確認と心配ごと相談を行ったところであります。2回目の安否確認の際には、マスクの保有状況についても聞き取りを行い、不足している9世帯に対して町の保有している布マスクを臨時的に配布しました。

更に、J A士幌町をはじめ各団体等からマスクの提供（2団体2個人より2万6千枚）をいただき、学校・施設等で活用しているところではありますが、グループ等から手作り布マスクの寄附もいただき、高齢者等の希望者へ配布したところであります。

今後については、感染症予防と障がい者への就労機会の促進を図るために、布マスク作りのお手伝いをしていただけるボランティアの協力も得ながら、士幌町障がい者支援の会で布マスクを製作し、高齢者の方々へ順次発送する事業を計画しているところであり、それに要する経費について、今定例会に補正予算として計上しております。

保健事業では、法定健診に定められている乳幼児健診や予防接種及び個別相談は感染予防対策を講じながら実施しましたが、母子の集団教室、介護予防事業のまる元運動教室、高齢者のサロンなどは、中止しておりました。6月以降については「新しい生活様式」や町の運用基準に基づき再開をして参りたいと存じます。

次に、4月1日及び2日付けで人事異動を行い、新しい執行体制を整えましたのでご報告申し上げます。

今回の発令は、職員の退職補充及び昇任並びに定期異動であり、その内訳（行政委員会含む）は、新規採用で任期付職員1名、一般職26名、看護師5名の計32名、昇任及び異動では課長職7名、主幹6名、担当主査7名、一般職7名の計27名であります。このほか、派遣として、北海道へ1名を研修派遣しております。

なお、町立病院においては、池田和雄前院長が定年延長の満了を迎えたことから3月31日付けで退職となり、4月1日付けで宮西秀二内

科部長が新たに院長に就任いたしました。また、札幌医科大学呼吸器アレルギー内科から派遣されていた呉賢一内科医長も3月31日付けで期間満了により退職したところであります。

次に、令和元年度の各会計の決算状況ですが、最終の補正予算（専決処分）を経て、5月31日に出納閉鎖されました。病院事業会計を除く7会計は、何れも翌年度の補正財源としての所要額を確保して決算しております。

このうち一般会計では、減債基金を繰り入れるなどして、翌年度への繰越明許費相当分を差し引いた翌年度繰越財源を約1億3,200万円確保したところであります。

厳しい財政運営は、今後も続きますが、効果的な予算執行と健全な財政運営に努めて参る所存でありますので、議員各位の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

次に、道の駅ピア21しほろについてであります。令和元年度の来場者数は、前年度から2万8千人増加し、41万1千人（前年度38万3千人）を数え、売上額は1,300万円増加し、2億4,900万円（前年度2億3,600万円）に達しました。オープンから4年目を迎えた今回の大型連休期間中は、北海道の外出自粛等の要請もあり、やむを得ず食堂を休業（テイクアウトのみ）とし、営業時間を短縮（午後4時まで）して対応したところであり、5月24日に開催を予定していました「ありがとう3周年！誕生祭」についても、開催を断念したところです。引き続き厳しい経済状況が続きますが、指定管理者である士幌町商工会をはじめ、施設利用者のJ A士幌町、a t L O C A L、町内出品者などと連携し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、地域の活性化につながるよう取り組みを進めて参りたいと存じます。

次に、農畜産物加工研修施設（愛称：しほろキッチン）については、加工研修の受入れを開始した昨年6月から3月2日までに、一般利用及び小中学生による大地くん学習を合わせて、延べ68団体、841人の利用をいただいたところであります。北海道の緊急事態宣言を受け、3月3日から31日までを休館とし、2年目を迎えた4月以降についても、4月18日以降休館としたところであり、施設利用を予定されていた方々には、やむなく利用を控えていただいたところであります。これらの状況を鑑み、7月以降予定しておりました小中学生による大地くん学習については、本年度の実施は見送らせていただきました。このような中、施設利用に当たっては、利用者及び施設職員の安全を最優先に考慮し、引き続き、利用者にとって“気軽に”“楽しく”加工研修ができる施設の構築を目指して参ります。

今後においても、ピア21しほろやしほろキッチン、士幌高校、株式会社チアーズが連携をしながら、新しい“食”の創造、産業担い手の育成、まち発信を推進して参りたいと存じます。

次に、今年の農作物の作付け状況及び作況についてであります、6月1日現在における町農業振興対策本部のまとめた説明資料のとおり、春耕期は断続的な降雨や低温により播種作業はやや遅れがあったものの、その後は好天に恵まれ、各作物とも生育、作業は平年並に進んでいる状況であります。

秋まき小麦については、越冬前は播種が平年より早く気温が高めに推移したこともあり、生育は平年を上回る状況でありました。越冬後は積雪量が少なかった影響で一部圃場では冬枯れや根浮きの発生も見られましたが、順調な生育状況となっております。

今後とも関係機関と連携のもと、豊穡の出来秋を迎えられるよう、適切な管理作業等の指導に万全を期すとともに農作業事故防止の啓発に努めて参りたいと存じます。

次に、乳牛の生乳生産状況であります、畜産クラスター事業などの後押しがある中、昨年産の良質な粗飼料もあり、令和元年度の生産量は95,790トン、生産高も96億円を超え、ともに一昨年度に続き史上最高を記録したところであります。

このような中で、4月20日から学校が一斉休校したことにより、学校給食用牛乳の供給が停止し、本町では毎日121リットル相当の需要が落ち込む形となりました。また5月から6月にかけて生乳生産はピークを迎えることから、今後、更なる牛乳・乳製品の消費拡大に向けて、関係機関と連携した取組が必要となるところであります。

粗飼料関係では、デントコーンの播種作業は天候にも恵まれ順調に推移し、牧草についても春先は遅れていましたが、適度に降雨もあり生育は平年よりやや早く進んでおります。今月中旬には収穫作業が始まる予定であり、今年も良質な粗飼料の収穫が期待されるところであります。

次に、肉牛情勢であります、肉牛の市場相場が新型コロナウイルス感染症に伴う外食自粛や外国人観光客の減少により下落が続いており、牛マルキン事業（肉用牛肥育経営安定特別対策事業）が発動されるなど、畜産経営は極めて厳しい状況であります。今後、町としても対策の検討が必要となりますが、新型コロナウイルス感染症の一刻も早い終息を願うものです。

次に、国際貿易交渉についてであります。

TPP11、日欧EPA、更に本年1月1日に発効となった日米貿易協定による市場開放の影響により、輸入関税が大幅に下がり、その分輸入農畜産物の価格競争力が高まって国内農畜産物への影響が懸念されるところであります。

新年度に入り、関税率は牛肉で26%台から25.8%と更に下がり、小麦や乳製品の輸入枠は年間数量が拡大となります。

こうした市場開放が進む中、米国との追加交渉など新たな交渉の動

向も注視していかなければなりません。

その様な中であって、昨年度の本町における農畜産物販売額は畑作、畜産あわせて457億9千万円（前年461億3千万円）となり、変動著しい気象条件や厳しい環境にありながら2年連続で450億円を超える高い生産額となったところであり生産者、関係機関の努力に衷心より敬意を表すものであります。

国内では、国が中長期的に取り組むべき方針を定めた新たな「食料・農業・農村基本計画」が、3月31日に閣議決定され、新たな基本方針として、産業政策と地域政策を車の両輪とし、食料自給率の向上・食料安全保障の確立を図るとされたところではありますが、「安心・安全な農畜産物」を供給していくことが本町農業の責務であることには変わりなく、今後とも、農業振興対策本部を中心として、必要な施策の検討・要請を行いながら、生産者や関係機関の皆様と一丸となり、生産基盤の強化・安定を図っていく所存であります。

次に、国道241号の整備要望についてですが、北十勝4町国道整備促進期成会において、冬期通行の安全確保対策と併せて、27号から上士幌町界までの道路交通安全対策（歩道整備）を要望しており、今年は19号～20号間の防雪柵設置が実施されております。

次に、「国営かんがい排水事業」の執行状況については、「富秋士幌川下流地区（士幌町内・明渠排水路3条、L=11.2km）」のうち、今年度は実勝排水路1.0kmの工事及び「士幌西部地区（明渠排水路4条、L=8.3km）」のうち、第14号明渠排水路0.7kmの工事を予定しております。この国営事業両地区とも、事業の完成により周辺農地への湛水被害が解消され、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資する効果が大きいことから、これからも関係機関に対し、事業の早期完成に向け強力に要請して参りたいと存じます。なお士幌西部地区においては、本年度に事業完了となる予定であります。

次に、建設事業の執行状況ですが、これまでに執行した工事について申し上げます。

土木関係では、士幌28号線交付金道路改良工事を含む5件を発注したところであります。今後は、補助事業の発注を含め適期に工事が出来るよう努めて参りますとともに、町の単独工事につきましても、地域の要望も加味しながら進めて参りたいと存じます。

土地改良関係では、道営畑総事業3地区の圃場整備と士幌川西・東北地区及び新田地区道営かんがい排水整備事業についての調査計画を実施する予定です。

これら道営事業のうち、繰越明許費で予算措置されている一部は、既に調査が発注されており、未発注の工事についても逐次発注される計画となっております。また、町が実施します団体営事業では、士幌南地区農地耕作条件改善事業明渠排水整備の調査設計を発注しており

ます。

建築関係では、冷房設備設置工事を含む7件を発注し、水道・下水道関係では、土幌町簡易水道施設メーター器取替工事を含む6件を発注しております。

なお、公営住宅若葉団地新築工事・土幌終末処理場建設工事の2件に関わります工事請負契約については、本定例会に追加議案を上程する予定でありますので、よろしく願い申し上げます。

次に、ごみ処理についてであります。北十勝2町環境衛生処理組合の施設は、中間処理施設が23年目、最終処分場が22年目を経過し、最終処分場については、埋め立て可能な年数があと5年という試算が出ており、このことから新施設の整備を進めなければならない時期となっております。

また、十勝圏複合事務組合より、現在の中間処理施設「くりりんセンター」の老朽化により、令和9年度より供用開始を予定している新中間処理施設の整備検討に合わせ、広域処理について打診を受け、今後のごみ処理の方法について議論を進めて参りました。

現在、土幌町・上土幌町を除くすべての市町村が新中間処理施設での広域処理の方向で進んでいること、最終処分場の再整備の困難性が見えていること、現施設の老朽化や今後の環境衛生、スケールメリットという視点などから、2町で施設を維持管理していくことが可能なのかを検討してきました。

その中で、北十勝2町環境衛生処理組合としては、これまでのように2町で施設を整備・維持管理していくのは困難と判断し、広域処理に参加する、中継施設を整備するという形を基本方針とし、広域化の時期については、令和9年度より供用開始を予定している新中間処理施設の稼働と合わせ、中間処理施設、最終処分場を移行する方針が令和2年3月25日に開催された、北十勝2町環境衛生処理組合議会において確認されました。

これを受けまして、今後は両町で住民周知を行うものでありますが、本町においては町広報や出前講座により町民の皆様にお知らせをしながらご意見を伺って参りたいと存じます。

次に、令和元年度のふるさと寄附の状況についてですが、寄附件数全体では13,468件、総額2億218万円となったところであり、このうち感謝特典事業への申込件数は13,430件（前年8,559件）、寄附額で1億8,394万円（前年1億3万円）に上りました。全国の皆様からの応援をいただいたことにあらためて感謝を申し上げますとともに、今後において地場製品の振興につながる取り組みとして積極的に推進するとともに、寄附金の使い道の公表に努めて参りたいと存じます。

次に、行事関係についてであります。新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発せられたことにより、5月31日に開催を予定

していましたが、第7回目となる「100年の森づくり町民植樹祭」については、参加者の安全を考慮し、中止といたしました。

この植樹祭は、開町100年を迎える令和3年まで行う予定であり、豊かな緑環境の創造と自然災害に強い地域づくりを目指して、町民参画による植樹を今後も推進して参る所存であります。

他の町主催の事業につきましても、中止又は延期とし、あわせて各種会議におきましても、書面開催に代えて実施したところであります。

次に、農業団体の役員人事についてであります。今年はJAグループ北海道の役員改選の年であります。その選考においてJA士幌町代表理事組合長の篠原末治氏が北海道農業の最高ポストといわれるホクレン農業協同組合連合会の会長に就任(6月23日の総会で正式決定)することとなりました。

また、昨年12月4日には士幌北地区の松山幸雄氏が、江藤拓現農林水産大臣の後任として(一社)日本家畜商協会の会長に就任しご活躍されているところであります。

本町のお二人が、農業団体の重要役職に就任されることは農業の町である本町として大きな誇りであり、大変な激務であります。北海道農業そして国内畜産業の発展のためにご活躍を祈念するものであります。

次に、国民健康保険病院の令和元年度の決算状況についてご報告申し上げます。

まず患者数ですが、平成30年度と比較し、入院で1,516人増の13,344人となり12.8%増、外来では127人減の22,817人となり0.6%減となっております。

収支決算額では、他会計の負担金を含む病院事業収益が平成30年度と比較し、3,696万円増の8億7,725万円、率では4.4%増となりました。

一方、病院事業費用も平成30年度と比較し、3,942万円増の9億3,534万円となり、4.4%増となっております。主な要因としては、給与費で医師1名の増により2,487万円の増などによるものであります。

病院事業収益から病院事業費用を差し引いた収支不足額は、平成30年度と比較し、246万円増の4億8,809万円となりました。

その結果、一般会計が負担する他会計負担金は、平成30年度と同額の4億3,000万円となったところであります。

なお、詳細につきましては、「令和元年度決算状況」として説明資料を添付しておりますのでご参照願います。

令和元年度の病床利用率の結果であります。前年比8.3%増の72.9%となったところであります。

令和元年度は常勤医師が4人体制でスタートし、9月1日付けで1名を採用したことから、9月以降5名体制で業務を行いましたが、3

月31日付けで、池田和雄院長と呉賢一内科医長が退職となり、常勤医師の公募を行っているものの、未だ見つかっていない状況であります。

業務に支障が無いよう本年4月から帯広協会病院総合診療科から毎週木曜日の外来担当として、また社会医療法人即仁会北広島病院から毎週日曜日の当直と月曜日の外来・透析担当として派遣をいただいているほか、6月からは、札幌医科大学呼吸器・アレルギー内科 高橋弘毅前教授が毎月第1金曜日の外来を、また、札幌医科大学感染制御・臨床検査医学講座 藤谷好弘医師が月2～3程度外来・当直を担当していただくことになり、当面の業務に対応する所存であります。

良質で適切な医療サービスの提供、経営改善への努力を推進すべく、指示をしているところであり、町立病院が町内唯一の医療機関、福祉村の中核施設としての役割が果たせるよう、病院スタッフ共々努力をして参りたいと存じますので、議員各位の一層のご指導、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今期議会に提出の案件は、辺地総合整備計画の変更1件、固定資産評価審査委員会委員の選任1件、農業委員会委員の任命1件、条例の一部改正7件、補正予算3件のほか、報告は繰越明許費繰越計算書2件、継続費1件、経営状況報告2件となっております。追加議案として工事請負契約の締結2件、条例の一部改正1件を予定しております。

それぞれ詳細をご説明申し上げますので、充分ご審議の上、可決決定賜りますようお願いを申し上げ、行政報告に代えさせていただきます。

4 秋間議長 **日程第4、教育行政報告**、教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。教育長、登壇願います。

堀 江 教育長 令和2年第2回定例会の開会にあたり、教育行政報告を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを回避するとともに感染拡大防止のため、士幌町立学校の全校を4月20日から5月31日まで臨時休業とし、教育委員会が管理する社会教育・社会体育施設を4月18日から5月31日まで利用休止としました。

なお、学校につきましては、臨時休業中の5月18日から5月29日まで分散登校を行い6月1日に再開し、したしみ図書館は5月18日から貸出返却等のサービスに限定して再開し、5月30日からは屋外のスポーツ施設を再開し、6月1日からは屋内の全ての社会教育・社会体育施設を再開したところでございます。

次に、義務教育関係について報告いたします。

本年度の小・中学校新入学児童生徒数は、全小学校が47名、中央中学校が62名で、前年度比、全小学校2名減、中央中学校3名減となり、その結果、全小学校児童数は303名、中央中学校生徒数は196名となりました。

全小学校の学級編制につきましては、佐倉小学校が閉校したことで、普通学級は4学級減の15学級、特別支援学級は2学級減の16学級で新年度をスタートいたしました。

中央中学校の学級編制は、普通学級6学級、特別支援学級6学級となりました。

なお、町単独による少人数学級は、土幌小学校第1及び第2学年で学級編制を行いました。

本年度の小・中学校教職員の人事異動につきましては、校長1名、教頭2名、教諭13名が4月1日付で発令され、本町に着任し、去る4月3日には教職員辞令伝達式を行いました。

各学校は、新たな体制の下で新年度を迎え、それぞれの学校教育目標や学校経営方針に基づいた教育が進められていますが、各校の特色や経営課題を踏まえ、児童・生徒の学ぶ意欲を高めるとともに、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育活動を進めて、本町の小・中学校教育の一層の充実を図りたいと考えます。

次に、都市交流事業の中止について報告いたします。

土幌小学校及び中土幌小学校の児童交流事業としての美濃市・土幌町フレンドシップ交流事業は、双方の6年生児童が、それぞれの”まち”を訪問する事業として行ってきておりますが、美濃市教育委員会と協議を重ねた結果、感染拡大防止による観点や小学校の臨時休業に伴い夏季休業日における授業日数の確保を図るため、本年度の事業実施の中止を決定し、5月18日付けで保護者へ通知したところであります。

また、上居辺小学校が実施している千葉県鎌ヶ谷市児童との交流事業につきましても、中止の報告を頂いているところであります。

次に、北海道士幌高等学校について報告いたします。

本年度は、アグリビジネス科28名、フードシステム科27名、合計55名の新入生を迎え、全校生徒数は162名で前年度比13名の増となりました。

教員の人事異動では、校長、教諭合わせて5名が着任し、新年度がスタートしたところでございます。

生徒は、自らの夢や想いを実現しようと日頃の授業はもとより、農業や食品加工に係る実験・実習、農業クラブや部活動に取り組み着実に成果を上げております。

本年3月に、公益社団法人国土緑化推進機構が主催する「全日本学校関係緑化コンクール」の学校林等活動の部で、環境専攻班によるカシワ学校林の保全や整備学習などの教育活動が評価され、最高位の「農林水産大臣賞 特選」を受賞しております。

また、東京オリンピック・パラリンピックの出場選手らをもてなす料理のアイデアを競う「GAP（農業生産工程管理）食材を使った

おもてなしコンテスト」においては、昨年度に認証を取得したGAP食材を生かしたメニューが内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局長賞を受けております。

一昨年度、食品衛生管理に関する北海道の基準である「北海道HACCP」を全道の高校で初めて取得し、既に認証を得ている「有機JAS規格」「グローバルGAP」「アニマルウェルフェア」と合わせ、外部団体認証4種を取得しましたが今年度も継続取得を予定していません。

来年度の入学生確保対策につきましては、生徒募集委員会で検討し、士幌町中央中学校をはじめとする近隣中学校、在校生の出身中学校等への訪問、進路説明会を実施する予定です。また、随時個別の高校見学を受け付け、授業・施設見学、学校説明等を行います。

さらに、授業や農業クラブ活動、各行事の様子等を新聞、雑誌、広報誌、学校ホームページ、フェイスブック等を通して広くPRするとともに、9月18日にはオープンスクールとして中学生への体験入学を実施し、本校の特色や各種支援制度などについて説明会を行う予定です。

なお、昨年度から、夏季休業期間中を活用した専攻班学習の体験を本年度も引き続き計画しております。

これらを通して、本校の魅力ある教育内容について中学生、保護者等にPRし在校生の教育内容の充実はもとより新入生確保に繋がるよう努めてまいります。

最後に、本年度も株式会社CheerSと連携しながら、町の活性化と生徒の学習内容や活躍機会の充実を図り、北海道士幌高等学校の魅力さをさらに発信していきたいと考えております。

次に、体罰実態調査の結果について報告いたします。

昨年度も、全国の小・中学校、高等学校で一斉に、児童生徒、保護者、教職員に対する調査が行われていますが、本町でも昨年12月から3月にかけて体罰の実態を把握する調査を行いました。

回答から体罰と疑われる事例はありませんでしたが、これからも、指導と体罰の違いをはっきりと認識し、暴力では子どもを適切に指導することはできないこと、体罰が教育の現場で行われることが決しないように指導してまいります。

次に、社会教育関係について報告いたします。

柏樹学級及び女性学級につきましては、感染拡大防止のため5月末日まで活動を自粛しております。

また、子ども交流センターで実施する放課後子ども教室につきましては、感染拡大防止のため2月27日から休止しておりますが、今後、感染防止対策を実施し再開する準備を行っているところでございます。

次に、スポーツ関係では、パークゴルフ場、サッカー場、屋外ゲートボール場、野球場等は、感染拡大防止のため、5月29日まで利用を休止し、5月30日から利用を再開したところです。

なお、平成30年度及び令和元年度に施工した総合運動公園パークゴルフ場は、5月30日から36ホール全面オープンしております。

町民プールは、今年度から指定管理者として株式会社オカモトが運営を行うこととなり、6月15日から9月10日までの開設を予定しており、開設期間中には、感染防止対策を行いつつ運営を行っていただくことにしております。

また、平成28年5月から総合研修センターのトレーニング室において、フィットネス事業を開始し、機械器具の利用と簡単なエクササイズを行える内容で多くの町民に利用していただいております。昨年度の利用者は5,452名で対前年度比12.6%減の利用率となりましたが、減少の要因は臨時休館に伴うものです。

次に、児童福祉法の規定に基づく放課後児童健全育成事業いわゆる学童保育については、町長から事務委任を受けて平成28年度から教育委員会で実施しております。

小学校との連携を図り、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供していくこととしております。

子ども交流センター内での土幌学童保育所を含め町内3箇所の学童保育所の運営は、社会福祉法人温真会に委託しておりますが、6月1日現在の入所児童数は117名で昨年度同期より4名の増となっております。

なお、小学校の臨時休業期間中は、原則として小学1年生から3年生までの利用制限を設けて開所しておりましたが、6月1日からは小学校再開に伴い、利用制限を設けず運営しております。

次に、こども発達相談センターにつきましては、指定通所支援事業所に指定されてから5年目に入りました。

現在、指定通所支援事業所においては、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の事業を行っております。6月1日現在で52名の幼児・児童・生徒がこの施設でサービスを利用し、療育を受けています。

また、発達支援センター事業として保健福祉課と連携した乳幼児の育ちや発達の相談、認定こども園や保育所の巡回訪問などを通して、支援を要する子の早期発見・早期支援に努めているところですが、本年度においても、保健福祉課で実施している1歳6か月児健診や3歳児健診等において連携を図り、発達障害の疑いのある幼児の超早期の発見・支援を行ってまいります。

さらに、相談支援体制の充実を図り、支援を要する子や、その家族への支援を行ってまいります。

この施設を利用する幼児・児童・生徒が集団生活の場において、最少の支援で適応できるよう、保護者はもとより、各所属所、関係諸機関、北翔大学のスーパーバイザーとも連携し、当センターでの相談・支援・療育の充実を図っていくことにしております。

次に、学校給食については、本年度も、小・中学校の入学式前に、士幌町立学校における食物アレルギー対応連絡協議会の連携部会・管理職部会等を開催し、学校における食物アレルギー対応の指針、学校におけるアレルギー対応マニュアルなどにより研修を行い、関係機関と連携のもと食物アレルギーの対応に万全を期すこととしております。

また、小・中学校に在籍する第3子以降の児童・生徒に係る学校給食費の免除事業を実施しておりますが、本年度は42名の学校給食費を免除決定したところでございます。

次に、したしみ図書館については、臨時休館中に図書の蔵書点検並びに図書館内の開架部分のすべての図書の消毒作業を行ったところであります。

臨時休館中の3月には”心と体を少しでも元気に”との思いから、社会教育事業の一端として、18歳以下のお子様のいる家庭を対象に図書の無料宅配サービスを実施し、延べ20名78冊の貸出を行いました。また、再度休館となった4月には、すべての町民の方を対象として実施し、延べ62名248冊の貸出を行い、外出自粛中の方々の安らぎの時間の一助になれたのではと考えております。

最後に、北海道では5月25日以降、石狩振興局管内以外の地域において学校の臨時休業要請及び施設の休業要請が緩和され、さらに、同日、国の緊急事態宣言が全国で解除されましたが、新型コロナウイルス感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認されたワクチンも存在しないため、私たちは、長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていかなければなりません。

そのため、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、子どもたちの健やかな学びを保障していくために、学校においても「3つの密」を徹底的に避ける「学校の新しい生活様式」を導入し、感染のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を行ってまいります。

また、学校以外の施設におきましても、「新しい生活様式」を基に新型コロナウイルス感染症の感染対策を行いつつ事業を行うことになり、施設毎の感染防止対策により、利用人数の制限などでご不便をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上申し上げ、教育行政報告といたします。

これで行政報告は終わりました。

なお、行政報告に関連して一般質問を追加される方は、本日午後4

秋間議長

時までには通告書を提出されるようお願い申し上げます。

ここで、本定例会に提出された議案について理事者からの提案理由総括説明を求めます。副町長、登壇願います。

高 木
副 町 長 それでは、今期定例議会に提案しております議案の総括説明をいたします。

議案につきましては、辺地総合計画の変更が1件、人事案件が2件、条例の一部改正が7件、補正予算案が3件の合計13件の議案を提出させていただきます。このほか、繰越明許費計算書2件、継続費繰越計算書1件、経営状況報告書2件を報告させていただきます。

議案第1号、辺地総合計画の変更については、上音更辺地に係る計画の変更について議会に議決を求めるものであります。議案第2号は、任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めるものであります。議案第3号は、任期満了に伴う農業委員の任命について議会の同意を求めるものであります。議案第4号から第10号までは、条例の一部改正についてであります。議案第4号は、手数料徴収条例の一部改正で、デジタル手続法の改正に伴うものであります。議案第5号は、町税条例の一部改正で、地方税法等の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響による町税の特例を規定するためのものであります。議案第6号は、国民健康保険税条例の一部改正で、これにつきましても地方税法の改正によるものと新型コロナウイルス感染症の影響による減免規定を追加するものであります。議案第7号は、介護保険条例の一部改正で、介護保険法施行令の改正によるもので、消費税の税率改正により、低所得者層への保険料の軽減についての改正と新型コロナウイルスの影響による減免規定を追加するものであります。議案第8号は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、関係省令の施行に伴い改正をするものであります。議案第9号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、これにつきましても関係省令の施行に伴い改正をするものであります。議案第10号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、これにつきましても関係省令の施行に伴い改正をするものであります。議案第11号からは補正予算でありまして、第11号が一般会計、議案第12号は国保特別会計、議案第13号は介護保険特別会計の補正予算であります。追加議案として、工事請負契約2件、物品購入契約1件と町長等の給与等に関する条例の一部改正の計4件を追加提案する予定でございます。

議案提案の都度詳細をご説明いたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます、総括説明といたします。

5 秋間議長 **日程第5、監報告第1号**「例月出納検査報告」を行います。
職員に朗読させます。

猪 狩 総務係長	<p>監報告第1号。</p> <p>士幌町長、小林康雄様。士幌町議会議長、秋間紘一様。</p> <p>士幌町代表監査委員、佐藤宣光。</p> <p>例月出納検査報告。</p> <p>例月出納検査の結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。</p> <p>例月出納検査報告書。</p> <p>令和元年度2月分、令和2年3月19日、令和元年度3月分、令和2年4月20日、いずれも佐藤、河口監査委員。令和2年度4月分、令和2年5月20日、いずれも佐藤、河口監査委員。</p> <p>下記の関係諸帳簿を調べ、現金出納状況及び現金保管状況につき検査をしたところ、いずれも適正であった。</p> <p>記以下は記載のとおりですので、朗読を省略します。</p> <p>以上です。</p>
秋間議長 佐藤代表 監査委員 秋間議長	<p>代表監査委員の補足説明があれば求めます。</p> <p>ございません。</p> <p>これで例月出納検査報告を終わります。</p> <p>日程第6、報告第1号「令和元年度士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について」の報告を行います。</p>
6	<p>朗読を省略し、報告の説明を求めます。総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、亀野よりご説明を申し上げます。</p> <p>報告第1号 令和元年度士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について。</p> <p>地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和元年度士幌町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書を別添のとおりご報告いたします。</p> <p>この件につきましては、令和2年3月6日及び12日開催の第1回定例町議会におきまして繰越明許費の議決をいただいているもので、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を作成し、次の議会に報告しなければならないと規定されていることから、繰越明許費に係る事業内容についてご報告するものでございます。</p> <p>裏面の計算書をごらんいただきます。6款1項、道営土地改良事業負担金は、道営畑総事業3地区の負担金でございます。以上1事業5,265万円を令和2年度に繰り越したものでございます。財源の内訳につきましては、特定財源、一般財源、それぞれ記載のとおりでございます。</p>
秋間議長	<p>以上、ご報告といたします。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p>

		(な し)
7	秋間議長	<p>以上で令和元年度士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。</p> <p>日程第7、報告第2号「令和元年度士幌町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」の報告を行います。</p> <p>朗読を省略し、報告の説明を求めます。建設課長。</p>
	増田建設課長	<p>建設課長、増田よりご説明申し上げます。</p> <p>報告第2号 令和元年度士幌町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。</p> <p>地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和元年度士幌町簡易水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおりご報告いたします。</p> <p>この件につきましては、令和2年3月6日開催の第1回定例町議会において繰越明許費の議決をいただいているもので、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越した場合は5月31日までに繰越計算書を作成し、次の議会に報告しなければならないと規定されていることから、繰越明許費に係る事業内容についてご報告するものでございます。</p> <p>裏面の計算書をごらん願います。2款1項、道営土地改良事業負担金は、道営畑総士幌地区営農用水事業の負担金といたしまして総事業費5,225万円を令和2年度に繰り越したものでございます。財源の内訳につきましては、特定財源、一般財源、それぞれ記載のとおりでございます。</p> <p>以上、ご報告といたします。</p>
	秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p>
8	秋間議長	<p>(な し)</p> <p>以上で令和元年度士幌町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。</p> <p>日程第8、報告第3号「令和元年度士幌町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について」の報告を行います。</p> <p>朗読を省略し、報告の説明を求めます。建設課長。</p>
	増田建設課長	<p>建設課長、増田よりご説明申し上げます。</p> <p>報告第3号 令和元年度士幌町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について。</p> <p>地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、令和元年度士幌町公共下水道事業特別会計継続費に係る繰越計算書を別紙のとおりご報告いたします。</p> <p>この件につきましては、継続費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは5月31日までに継続費繰越計算書を作成し、次の議会に報告しなければならないと規定されていることから、継続費に係る</p>

	<p>事業内容についてご報告するものでございます。</p> <p>裏面の計算書をごらん願います。2款1項、下水道施設工事は、令和元年度継続費予算計上額4億1,900万円のうち、残額3億520万円を翌年度逡次繰越し額として令和2年度に繰り越したものでございます。財源の内訳の特定財源につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>以上、ご報告といたします。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>以上で令和元年度士幌町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書についての報告を終わります。</p> <p>ここで11時15分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: center;">午前10時58分 休憩 午前11時15分 再開</p>
9 秋間議長	<p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>日程第9、報告第4号「株式会社ペリオールの経営状況の報告について」の報告を行います。</p>
西野産業振興課長	<p>朗読を省略し、報告の説明を求めます。産業振興課長。</p> <p>産業振興課長、西野よりご説明申し上げます。</p> <p>令和元年度の株式会社ペリオールの経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。</p> <p>経営状況報告書の1ページをお開きください。取締役及び監査役名簿並びに株主名簿につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>次に、2ページの第19期の事業報告書ですが、当期におきましては東京オリンピック・パラリンピックに関連する経済特需、顕著な企業業績、令和時代の幕開けへの期待感など、明るい材料がありましたが、10月に実施された消費税率の引上げ、これに伴う消費の冷え込みに加え、その後全世界に感染が拡大しました新型コロナウイルス感染症の影響によりインバウンド需要の激減など、道内はもとより国内経済は大きな打撃を受けたところでございます。しほろ温泉プラザ緑風におきましても、12月までの業績は好調に推移してきましたが、本年1月以降売上げが大きく落ち込み、特に3月の宿泊、日帰り宴会につきましてはキャンセルが大量に発生するなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛、移動の自粛の影響を大きく受ける形となりました。このような中、施設総利用客数は前期比で843人増の10万8,513人となり、6期連続の増加、売上げ総額も前期比で316万円増の1億7,902万円となりました。また、販売費及び一般管理費につきまし</p>

ては、備品消耗品費、施設費の節減を進めた一方、管理委託料や人件費、各種手数料の増に伴い、2億3,606万円となりました。営業外収益につきましては、バイオガス発電、太陽光発電が顕著に推移したことなどにより、前期比501万円の増となったところでございます。これらの結果、前期より売上げは伸びたものの、町からの経営支援等を含めまして当期経常利益はマイナス105万7,601円となり、繰越損失を加えた利益剰余金の当期末残高はマイナス243万3,341円となりました。

次に、3ページをお開きください。庶務事項でございますけれども、記載のとおり取締役会、株主総会等が開催されております。

次に、4ページの貸借対照表ですが、記載のとおり左側の資産の部合計、右側の負債、純資産の部の合計、それぞれ9,329万5,383円となりまして、貸借が一致しております。

次に、5ページの損益計算書ですが、経常損益の部で売上高の計は1億7,902万4,187円で、内訳は記載のとおりでございます。これから売上原価の4,222万4,371円を差し引いた売上総利益は1億3,679万9,816円となります。この金額から販売費、一般管理費の計2億3,606万9,181円を差し引き、営業利益はマイナス9,926万9,365円となります。これに営業外収益の計9,949万2,418円を加え、営業外費用128万654円を差し引き、経常利益はマイナス105万7,601円となります。ここから法人税、住民税及び事業税の8万円を差し引き、当期損失が113万7,601円となったものであります。なお、雑収入の内訳につきましては、下段に記載のとおりでございます。

次に、6ページの販売費及び一般管理費内訳書につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

次に、7ページの株主資本等変動計算書であります。資本金は1,000万円、繰越利益剰余金の当期首残高はマイナス129万5,740円、当期変動額は当期純利益マイナス113万7,601円で、当期末残高はマイナス243万3,341円、株主資本計の当期末残高は756万6,659円となりました。

次に、8ページの注記表、それからめくっていただきまして9ページの監査の状況につきましては、記載のとおりでございます。

次に、10ページの第20期事業計画の1、事業方針ですが、昨年度発生しました新型コロナウイルスは世界経済に驚異的なダメージを与え、プラザ緑風においても主力事業である宿泊、飲食部門への影響は甚大であります。先行きの見えない状況にありますが、7月からの繁忙期には多少の回復傾向になるとの期待を持ちつつ、部分的な時間短縮営業を行い、人件費の抑制、経費節減につなげ、効率的で生産性を上げる事業展開を図ってまいります。また、町民向けや十勝管内の近隣利用者を対象としたイベントの定期的な開催、閑散期対策の宿泊プ

10		<p>ラン販売など、地域に愛される施設としていきます。</p> <p>2の収支計画につきましては、第19期の実績を勘案しつつも、新型コロナウイルス感染症による影響も鑑みた計画といたしまして、第20期計画の売上高合計が1億4,160万円、売上げ原価が3,340万円、差引き売上げ総利益が1億820万円、販売費及び一般管理費の2億1,169万5,000円を差し引き、営業利益でマイナス1億349万5,000円、営業外収益を町からの支援を含め1億500万円を見込み、営業外費用130万円を差し引き、経常利益で20万5,000円を見込んでいるところでございます。</p> <p>以上申し上げ、株式会社ペリオールの経営状況報告とさせていただきます。</p>
	秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	秋間議長	<p>以上で株式会社ペリオールの経営状況の報告についてを終わります。</p>
	西野産業振興課長	<p>日程第10、報告第5号「株式会社CheerSの経営状況の報告について」の報告を行います。</p> <p>朗読を省略し、報告の説明を求めます。産業振興課長。</p> <p>産業振興課長、西野よりご説明申し上げます。</p> <p>令和元年度の株式会社CheerSの経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。</p> <p>経営状況報告書の1ページをお開きください。取締役及び監査役名簿並びに株主名簿につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>次に、2ページ目の第2期事業報告書ですが、総括的概要といたしまして、当期の日本経済は、雇用、所得環境の改善が続き、企業収益が高水準で推移し、個人消費や設備投資も増加傾向で推移するなど、緩やかな回復が続いていましたが、中国経済の減速など国際情勢の影響を受け、企業の生産活動の一部に弱さが見えるといった中で、全世界に感染が拡大しました新型コロナウイルス感染症の影響により、国内経済は大きな打撃を受けたところでございます。株式会社CheerSが指定管理業務を受託する食品加工研修施設におきましても、施設を閉館、加工研修の受入れを中止し、施設利用を予定されていた方々にはやむなく利用を控えていただいたところでありまして、町内においても日常生活はもとより、これまで経験したことがない極めて厳しい経済環境となっているところでございます。このような中ではありますが、町をはじめ関係機関と連携しながら各種業務を進め、当期の売上高は食品加工研修施設の指定管理業務を受託したことから、前年比1,418万8,000円の増となり、2,153万4,000円、経常利益は100万8,000円、税引き後純利益は39万2,000円となり、この1年間に賜りまし</p>

たご支援、ご協力に深く感謝を申し上げるところでございます。

以下、1の指定管理業務受託から次の3ページの下段にあります8の卸売販売業まで、当期における町からの受託業務のほか、商品開発や販売促進に係る業務など事項別の詳細について記載しておりますが、詳細な説明は割愛させていただき、それぞれお読み取りいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、4ページの庶務事項ですが、記載のとおり取締役会、株主総会等が開催されております。

続きまして、5ページの貸借対照表でございます。記載のとおり、左側の資産の部合計、右側の負債、純資産の部合計、それぞれ1,529万9,061円となり、貸借が一致しております。

次に、6ページの損益計算書でございますが、売上高の計は2,153万4,661円となり、売上原価の計262万2,244円を差し引いた売上総利益は1,891万2,417円となります。この金額から販売費、一般管理費の計1,906万9,075円を差し引き、営業利益はマイナス15万6,658円となります。これに営業外収益の計188万8,885円を加え、営業外費用72万3,256円を差し引いた経常利益は100万8,971円となります。ここから特別損失44万8,067円、法人税、住民税及び事業税16万8,900円を差し引きまして、当期利益は39万2,004円となったものであります。なお、雑収入の内訳につきましては、記載のとおりであります。

次に、7ページの販売費及び一般管理費内訳書ですが、それぞれ記載のとおりで、合計で1,906万9,075円であります。

次に、8ページの株主資本等変動計算書であります。資本金は1,000万円、繰越利益剰余金の当期首残高は171万6,441円、当期変動額は39万2,004円、当期末残高は210万8,445円であります。株主資本計の当期末残高は1,210万8,445円となりました。

次に、9ページの注記表、10ページの監査の状況につきましては、記載のとおりでございます。

次に、11ページ及び12ページにあります第3期の事業計画につきましては、まず1の指定管理業務受託ですが、2年目となります。当期につきましては施設を利用される方々に気持ちよく利用していただけることに配慮しつつ、1つ目として、施設の加工機器を有効に活用しまして幅広い目的で施設利用ができるようにすること。2つ目として、土日祝日などの利用希望に柔軟に対応することで施設利用者層の幅を広げ、利用向上を図ること。3つ目として、料金が分かりにくい、何が作れるのかといったご意見、お問合せをいただいておりますので、利用される方々に分かりやすい情報発信、広報活動を行うこと。この3点を主軸とし、昨年度より多くの皆様にご利用いただける施設を目指します。なお、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、感染防止に細心の注意を払いつつ、利用者の方々及び施設職員の安全

を最優先に考慮した施設運営を図ってまいりたいというふうを考えております。

2の大地くんと学ぼう事業の実施業務につきましては、本年度の実施は見送らせていただきました。

3から次のページの5までの商品開発、販売促進に係る各業務につきましては、シーベリーを活用した新たな商品開発や地域の食材も含め、それら商品の積極的な販路拡大、営業活動につきまして町をはじめ関係機関のご支援をいただきながら事業を展開してまいります。

6の収支予算ですけれども、第2期の実績を勘案しまして、第3期の売上げを受託業務、物販及び指定管理施設収入の計2,165万7,000円といたしまして、売上原価を391万7,000円、差引き売上総利益が1,774万円、販売費及び一般管理費の1,762万2,000円を差し引き、営業利益が11万8,000円、営業外収益を270万1,000円と見込みまして、営業外費用181万9,000円、法人税等30万円、これを差し引きまして、当期利益として70万円を見込んでいます。

以上申し上げ、株式会社C h e e r Sの経営状況報告とさせていただきます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

秋間議長 以上で株式会社C h e e r Sの経営状況の報告についてを終わります。

1 1

[日程第11、議案第1号「辺地総合整備計画の変更について」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

高 木 議案第1号 辺地総合整備計画の変更について説明をいたします。

副 町 長 この議案につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項により上音更辺地の総合計画の変更について、同法第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

3ページをお開きください。1の辺地の概況ですが、字士幌の一部及び字上音更、字中音更、字ウリマク、中心が字上音更西12線17番地2、辺地度点数は179点であります。

2の公共的施設の整備を必要とする事情については、記載のとおりであります。

3の公共施設の整備計画ですが、平成29年度から令和3年度までの5年間であります。表の整備の施設名、区分等について、上段の括弧書きの数字が変更後の数字であります。変更する部分のみ説明をいたします。まず、道路につきましては、事業費の変更であります。2つ下の農業・経営近代化施設では、士幌川西西地区担い手畑総事業の事業費の変更と、ほか1事業の北中地区通作条件事業の追加による事業

		<p>費の変更であります。事業費の合計は7億500万円、財源内訳の特定財源は補助金等で1億4,140万円、一般財源は5億6,360万円で、そのうち辺地債の予定額は2億8,880万円とそれぞれ変更するものであります。</p> <p>以上、議案第1号の説明といたします。</p>
	秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 2		<p>日程第12、議案第2号「固定資産評価審査委員会委員の専任について」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。</p>
	小林町長	<p>議案第2号については人事案件で、固定資産評価審査委員会の委員の選任であります。</p> <p>現委員であります杉山誠氏が今年7月17日で任期が来て退任をすることによって、後任を選ぶものでありますけれども、後任者につきましては記載のとおり、土幌町字土幌西2線156番地155の廣長悦治氏であります。農民協議会の事務局長であります。</p> <p>それで、7月18日から3年間の任期とするものでありますけれども、新たに任命するため、議会の同意を得ようとするものでありますので、同意いただくようお願い申し上げまして、選任の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
	秋間議長	<p>説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これから議案第2号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。</p>
1 3		<p>日程第13、議案第3号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。</p>
	小林町長	<p>それでは、議案第3号についても同じく人事案件でありますけれども、農業委員会委員の任命についてでありますけれども、農業委員会委員の任命については、前回3年前より、農業委員の選出が選挙から市町村長が議会の同意を得て選任をするという方法に変わったところ</p>

であります。この選任に当たっては、4月1日から4月28日に推薦応募を行って、14名の方の推薦応募があったところであります。これらの選任に当たっては、5名の皆さんの評価委員会のご意見をいただきながら選考するというところでありますけれども、5月8日に評価委員会を開催をいただいて、適任であるということで報告をいただいたところであります。

農業委員会に関する法律第8条の第1項の規定により、議会の同意を求めるものでありますので、同意いただきますようお願い申し上げます。選任同意の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

秋間議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました農業委員会委員の14名について一括採決をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、農業委員会委員の14名を一括して採決することに決定されました。

これから質疑、討論を省略し、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は9日火曜日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会します。

(午前11時37分)